

議案第52号

目黒区立身体障害者福祉住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立身体障害者福祉住宅条例の一部を改正する条例

目黒区立身体障害者福祉住宅条例（平成5年12月目黒区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号ア中「含む。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年10月東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方その他これに類する者として区長が認めるもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同号ウを削り、同号エ中「の親族」を「に規定する者」に改め、同号エを同号ウとし、同号を同項第6号とし、同条第2項中「前項第7号アの親族」を「前項第6号アに規定する者」に改める。

第21条第1項第1号ア中「又は」を「若しくは」に改め、「姻族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同号エ中「、第5号及び第7号（エ）」を「及び第6号（ウ）」に改める。

第23条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 単身用の身体障害者住宅の使用者にあつては、第4条第1項第2号に定める条件を具備しなくなったとき。

第23条第1項第6号イ中「第4条第1項第7号ア」を「第4条第1項第6号ア」に改め、同号ウを削る。

第23条の2中「第4条第1項第6号及び第7号エ」を「第4条第1項第5号及び第6号ウ」に改める。

第23条の3中「第4条第1項第7号アの親族」を「第4条第1項第6号アに規定する者」に、「同項第6号及び第7号エ」を「同項第5号及び第6号ウ」に改める。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(説明) 使用者の資格要件について、パートナーシップ関係の相手方を親族と同等の取扱いとする等の見直しを行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。